五　主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っているときは、その職務の内容

六　主任技術者の監督に係る電気工作物の概要

2　認定高度保安実施設置者は、その認定を受けた日から当該認定が法第五十五条の九の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間、主任技術者の選任等に係る記録を保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第九十五条の十　次の各号に掲げる規程又は記録が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって当該各号に定める保存に代えることができる。

［新設］

一　保安規程　法第五十五条の十に規定する保存

二　第九十五条の八第二項に規定する記録　第九十五条の八第二項に規定する保存

三　主任技術者の選任等に係る記録　法第五十五条の十一に規定する保存

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（調査の要請）

第百三十二条の二十四　法第百五条の二の経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［新設］

一　認定高度保安実施設置者

二　一般送配電事業者

三　発電事業者（第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当する発電等用電気工作物をその営む発電事業の用に供する者に限る。）

2　前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

別表第八（第九十五条の四関係）

［新設］

項目	認定の基準
一　本社の関与及び法令遵守の確保	1　法人の代表者によって、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が認定に係る組織の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 2　法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行っていること。 3　認定に係る組織における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。
二　保安に係るリスク管理の体制	1　本社に保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部門」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該